

国立大学法人佐賀大学意向調査実施要項

(平成27年3月4日制定)

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人佐賀大学学長選考規則（平成17年4月7日制定。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、規則第7条第2項に規定する意向調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(意向調査)

第2 意向調査は、電磁的方法により、学長候補適任者のうちから、学長にふさわしいとする者1人を選択する方法により行う。

(意向調査の実施方法等の公表等)

第3 意向調査の実施方法等の公表は、意向調査の開始日の14日前までに行うものとし、併せて第4に規定する意向調査参加資格者に通知する。

2 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項を公表し、及び通知する。

(1) 意向調査の実施日時及び方法

(2) 学長候補適任者の氏名及び所属

(3) 学長候補適任者の所信表明書

(4) 学長候補適任者の略歴等を意向調査参加資格者の閲覧に供する場所及び日時

(意向調査参加資格者)

第4 意向調査参加資格者は、次の表に定める職員とする。ただし、意向調査の実施方法等を公表した日（以下「公表した日」という。）の前日に本学に在職する職員に限る。

区 分	有資格者職名等（ただし、非常勤を除く。）
教育職員	教授、准教授、講師、助教、助手
一般職員	事務局長、本部長、部長、次長、課長、事務長、監査室長、副課長、副事務長、専門職、係長、技術専門員、技術専門職員
医療系職員	部長、副部長、看護師長、副看護師長、技師長、副技師長、療法士長、技士長、係長

(備考)

1 職名等は、国立大学法人佐賀大学職員人事規程（平成16年4月1日制定）

別表に規定する区分、職種及び職名による。

2 理事が事務局長を兼ねる場合は、当該事務局長は理事として取り扱う。

3 国立大学法人佐賀大学再雇用職員就業規則（平成16年4月1日制定）の適用を受ける者は、意向調査参加資格者から除く。

2 前項の規定にかかわらず、公表した日の前日において次に該当する者は、参加資格を有しない。

(1) 休職中の者

(2) 停職中の者

(3) 休業中の者（部分休業中の者を除く。）

3 前項に定めるもののほか、意向調査の開始日の前日までに退職する者は、参加資格を

有しない。

（集計結果の公表等）

第5 学長選考・監察会議は、電磁的方法による意向調査の回答を点検し、意向調査実施結果について、国立大学法人佐賀大学学長候補適任者について（様式第1号）により速やかに五十音順に順位を公表するものとする。

（事務）

第6 意向調査の事務は、総務部総務課が行う。

（解釈）

第7 この要項の解釈について疑義が生じたときは、学長選考・監察会議が決定する。

附 則

この要項は、平成27年3月4日から実施する。

附 則（平成31年2月21日改正）

この要項は、平成31年2月21日から実施する。

附 則（令和4年1月19日改正）

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月3日改正）

この要項は、令和5年3月3日から実施する。

附 則（令和6年12月3日改正）

この要項は、令和6年12月3日から実施する。

様式第 1 号（第 5 関係）

国立大学法人佐賀大学学長候補適任者について

学長候補適任者に係る 月 日から 月 日の意向調査について、国立大学法人佐賀大学意向調査実施要項第 5 の規定に基づき公表します。

なお、学長候補者の選考は、国立大学法人佐賀大学学長選考規則第 7 条の規定に基づき、学長選考・監察会議が資格審査、所信表明及び面接等により選考を行うこととなっています。

記

候補適任者氏名	所属	順位

（五十音順：敬称略）

意向調査参加資格者数	名
回答者数（参加率）	名（ %）
有効回答者数	名
無効回答者数	名

年 月 日

国立大学法人佐賀大学学長選考・監察会議